

○ 第三者行為に係る情報提供のお願い

皆様の担当している利用者で、第三者行為が原因により介護サービスの利用を開始した方がいる場合は、お手数ですが鳥栖広域へお知らせいただきますようお願いいたします。いただいた情報を基に鳥栖広域において第三者行為求償に関する事務を行います。

1 第三者行為とは

第三者の行為によって保険給付を行う原因が発生することです。

（例）第三者が原因による交通事故により介護サービスを利用することになった。

2 損害賠償請求権の代位取得

介護保険法第21条第1項に、市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得すると規定されています。

3 第三者の行為による被害の届け出について（参考）

介護保険法施行規則第33条の2に、介護給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第1号被保険者（その代理人を含む）は、保険者に届出することが義務付けられています。